

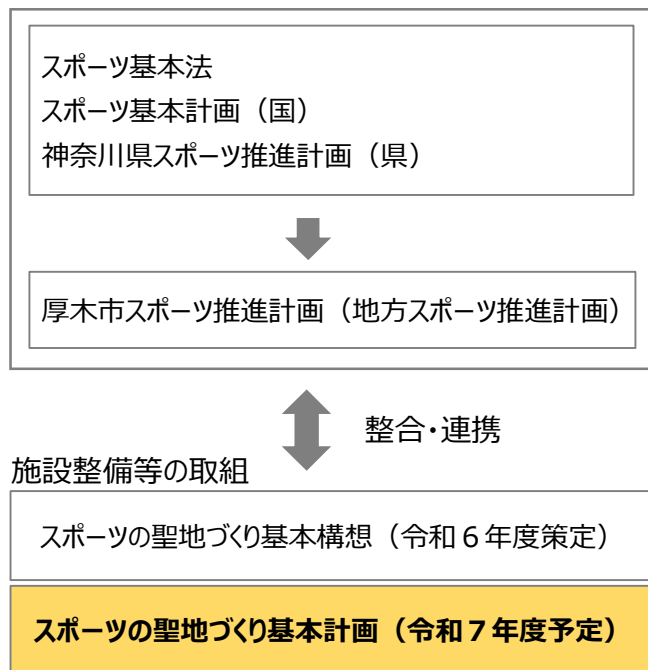
本市では、「スポーツの聖地づくり」を政策として掲げ、令和 5 年度からスポーツの聖地の実現に向けた取組を進めてきました。

令和 6 年度は、本市のスポーツ施設の現状や課題、スポーツ施設整備の基本方針などについて検討を行うとともに、スポーツ推進審議会への諮問・答申を経て、本市のスポーツ施設整備に関する理念や方針等を示す「スポーツの聖地づくり基本構想（以下「基本構想」という。）」を令和 7 年 3 月に策定しました。

令和 7 年度は、令和 6 年度に策定した基本構想で示した理念や方向性を具体化し、本市のスポーツ活動の基盤となるスポーツ施設の整備方針をより明確に示すため、「スポーツの聖地づくり基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定します。基本計画の策定に当たっては、現在策定を進める第 11 次厚木市総合計画を始めとする関連計画と連携・整合を図るとともに、国のスポーツ政策の動向なども踏まえながら、スポーツ施設整備の観点から、スポーツの聖地づくりを推進するための検討を進めます。

(1) 計画の位置付け

基本計画については、国のスポーツ基本計画や神奈川県スポーツ推進計画、また地方スポーツ推進計画に位置付ける厚木市スポーツ推進計画と整合・連携を図りながら、スポーツ施設の整備等（ハード面）の計画として策定します。



(2) 検討の流れ

No.	検討項目	詳細
1	施設に関する課題整理	課題整理に当たっては、施設の実態を捉える必要があるため、利用団体や地元管理施設の管理者等に対するアンケート調査等を実施します。
2	整備等の実施方針	スポーツ施設の課題を踏まえ施設整備の実施方針を検討します。実施方針については、施設の集約化、長寿命化、再整備など、施設種別ごとの具体的な考え方を示します。
3	施設評価・方向性の整理	各スポーツ施設について、個別の方向性を示すに当たり施設評価を実施します。スポーツ庁が示すガイドラインに基づき、個別施設の評価を行い、整備の方向性を示します。
4	事業計画の作成	施設評価と方向性の整理に基づき、政策優先度なども含めた今後の行動計画等を検討し、事業計画として取りまとめます。

(3) スケジュール

